0 係る健全性を判断するための基準に係る事項 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、 (平成二十七年金融庁告示第七号) 流動性に

正後欄に掲げる対象規定として移動し、 その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改 後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これをを加える。 で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、 改正

(1) 適格流動資産	この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。	[表略] (注)	(別紙様式第三号)	(別紙様式第二号) [別紙2]	(別紙様式第一号)_ [別紙1]	改正後
(1) 適格流動資産		[同左] (注)	(別紙様式第一号)	[別紙様式を加える。]	[別紙様式を加える。]	改正前

項番1「適格流動資産の合計額」の欄には、<u>流動性比率告示第八</u>条において準用する流動性比率告示(以下この様式において「準用 流動性比率告示」という。)第三条第一項第一号から第三号までに 掲げる額の合計額を記載する。

(2) 資金流出額

- a 項番2「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第十九条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b及びcにおいて同じ。)を記載する。
- b 項番3「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第二十条第一項(<u>準用流動性比</u>率告示第二十条第一項(<u>準用流動性比</u>率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する安定預金(<u>流動性比率告示</u>第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条

項番1「適格流動資産の合計額」の欄には、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(平成二十六年金融庁告示第六十号。以下「流動性カバレッジ比率告示」という。)第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する

(2) 資金流出額

- 項番2「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において準用する流動性カバレッジ比率告示(以下「準用流動性カバレッジ比率告示(以下「準用流資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b及びcにおいて同じ。)を記載する。
- 項番3「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示</u>第二十条第一項(<u>準用流動性カバレッジ比率告示</u>第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する安定預金(<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預

р

を除き、<u>準用流動性比率告示</u>第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。)の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

項番4「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第二十一条第一項(<u>準用流動</u>性比率告示第二十一条第一項(<u>準用流動</u>性比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する準安定預金(<u>流動性比率告示</u>第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、<u>準用流動性比率告示</u>第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下cにおいて同じ。)の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

C

d 項番 2 「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金

金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。)の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

項番4「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性カバレッジ比率告示</u>第二十一条第一項(<u>準用流動性カバレッジ比率告示</u>第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する準安定預金(<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下cにおいて同じ。)の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

項番 5 「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「 資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金

d

調達に係る資金の額(<u>準用流動性比率告示</u>第二十六条のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。f及びgにおいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f及びgにおいて同じ。)を記載する。

e 項番6「うち、適格オペレーショナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーショナル預金(準用流動性比率告示第二十九条第一項に規定する適格オペレーショナル預金をいう。以下eにおいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレーショナル預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

項番7「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流係る資金の額のうち、準用流動性比率告示第二十七条又は第二十八条に定める資金流出率が適用されるものの合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準用流動性比率告示第二十七条又は第二十八条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

調達に係る資金の額(<u>準用流動性カバレッジ比率告示</u>第二十六条 のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。f及びgに おいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流 出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に 係る資金流出額(同条に規定するホールセール無担保資金調達に 係る資金流出額をいう。f及びgにおいて同じ。)を記載する。

項番6「うち、適格オペレーショナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーショナル預金(<u>流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示</u>第二十九条第一項に規定する適格オペレーショナル預金をいう。以下eにおいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレーショナル預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

項番7「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券 以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流 出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に 係る資金の額のうち、<u>準用流動性カバレッジ比率告示</u>第二十七条 又は第二十八条に定める資金流出率が適用されるものの合計額を 記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄 には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、<u>準</u> 用流動性カバレッジ比率告示第二十七条又は第二十八条に定める 資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

項番8「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券(流動性比率告示第一条第四十五号に規定する負債性有価証券をいう。以下gにおいて同じ。)に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

90

90

h 項番9「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第三十二条第一項に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する。

Ъ

一园

j 項番11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第三十五条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、<u>準用流動性比率告示</u>第三十六条第二項に規定する時価変動時所要追加担保額、<u>準用流動性比率告示</u>第四十条第二項に規定する格下げ時資金流出額、<u>準用流動性比率告示</u>第四十一条第二項に規定する相下が時資金流出額、<u>準用流動性比率告示</u>第四十一条第二項に規定する担保価度変動時資金流出額、<u>準用流動性比率告示</u>第四十二条第二項に規定する超過担保受入額、<u>準用流動性比率告示</u>第四十三条第二項に規定する超過担保受入額、<u>準用流動性比率告示</u>第四十三条第二項に規定する超過担保受入額、<u>準用流動性比率告示</u>第四十三条第二項に規

- 項番8「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券(流動性カバレッジ比率告示第一条第四十五号に規定する負債性有価証券をいう。以下gにおいて同じ。)に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- 項番9「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条に おいて読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第三十二条第一項に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する

[同左]

項番11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率 告示第三十五条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、準用流動性カバレッジ比率告示第三十六条第二項に規定する時価変動時所要追加担保額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第四十条第二項に規定する格下げ時資金流出額、準用流動性カバレッジ比率告元第四十条第二項に規定する担保価値変動時資金流出額、流動

規定する未提供担保の額及び<u>準用流動性比率告示</u>第四十四条第二項に規定する担保差替可能額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性比率告</u> 一元第三十四条に規定するデリバティブ取引等に係る資金流出額を記載する。

k 項番12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第四十五条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>同条第一項</u>に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。

[器]

m 項番14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第四十八条第二項に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、<u>準用流動性比率告示</u>第五十五条第一項の支払を行う金銭の額、<u>準用流動性比率告示</u>第五十六条第一項の差し入れる金銭の額、<u>準用流動性比率告</u>

性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性 カバレッジ比率告示第四十二条第二項に規定する超過担保受入額 、流動性カバレッジ比率告示第四十三条第二項に規定する未提供担 保の額及び流動性カバレッジ比率告示第四十三条第二項に規定する未提供担 保の額及び流動性カバレッジ比率告示第四十四条第二項に規定する 進用する流動性カバレッジ比率告示第四十四条第二項に規定する 担保差替可能額の合計額を記載する。この項目における「資金流 出率を乗じた後の額」の欄には、進用流動性カバレッジ比率告示 第三十四条に規定するデリバティブ取引等に係る資金流出額を記 載する。

項番12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第四十五条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第四十五条第一項に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。</u>

[同左]

 \exists

項番14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第四十八条第二項に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、流動性カバレレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレ

第五十七条の金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、<u>準用流動性比率告示</u>第五十八条第一項の決済期が到来する有価証券の時価、<u>準用流動性比率告示</u>第五十八条第一項の決済期が到来するれに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるものの額の合計額及び<u>準用流動性比率告示</u>第六十条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計して得た額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第四十人条第一項に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び<u>準用流動性比率告示</u>第四十八条第一項に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び<u>準用流動性比率告示</u>第五十四条に規定するその他資金流出額の合計額を記載する。

項番15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第五十条各号に掲げるものに係る<u>流動性比率告示</u>第一条第七十三号に規定するファシリテ

Ħ

第五十九条の配当その他これに準ずる金銭の支払であって、基準 項の決済期が到来する有価証券の時価、<u>流動性カバレッジ比率</u>告 間に発生するものの額、流動性カバレッジ比率告示第八条におい ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの <u>告示</u>第五十四条に規定するその他資金流出額の合計額を記載する 資金提供義務に基づく資金流出額及び<u>準用流動性カバレッジ比率</u> 載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄に に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計して得た額を記 び流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する 日から三十日を経過する日までの間に生じるものの額の合計額及 <u>示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示</u> て読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十八条第一 <u>バレッジ比率告示</u>第五十七条の金利及び手数料その他これらに準 <u>カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カ</u> <u>レッジ比率告示</u>第五十六条第一項の差し入れる金銭の額、<u>流動性</u> バレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバ <u>ッジ比率告示</u>第五十五条第一項の支払を行う金銭の額、<u>流動性カ</u> <u>流動性カバレッジ比率告示</u>第六十条第一項に規定するその他契約 <u>準用流動性カバレッジ比率告示</u>第四十八条第一項に規定する

項番15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十条各号に掲げ

 $\, \square \,$

イ未使用枠の額、<u>準用流動性比率告示</u>第五十一条の信用保証に相当するものの額の合計額、<u>準用流動性比率告示</u>第五十二条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額及び<u>準用流動性比率告示</u>第五十三条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第四十九条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。

項番16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第五条に規定する資金流出額を記載する。

0

(3) 資金流入額

a 項番17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第六十二条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号の金銭の額又は同項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する。

るものに係る流動性カバレッジ比率告示第一条第七十三号に規定するファシリティ未使用枠の額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十一条の信用保証に相当するものの額の合計額、流動性カバレッジ比率告示第五十上率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十二条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額及び準用流動性カバレッジ比率告示第五十三条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第四十九条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。

可番16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五条に規定する資金流出額を記載する。

(3) 資金流入額

a 項番17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示</u>第六十二条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号の金銭の額又は同項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条

- b 項番18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第六十四条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第六十四条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。
- c 項番19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」
 の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第六十六条第一項の取引相手方が 弁済することが義務付けられている部分の額、<u>準用流動性比率告</u> 元第六十七条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日ま での間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額、 <u>準用流動性比率告示</u>第六十九条第一項の約定未受渡の有価証券売 劫に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、<u>準用流動性比率告示</u>第六十九条第一項の約定未受渡の有価証券売 から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、<u>準用流動性比率告示</u>第七十条第一項の約定未受液の し、ボ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に基づいて基準日 から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、<u>準用流動性比率告示</u>第七十一条の金利、配当及び手数料その他これらに 準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日まで の間に発生するものの額、<u>準用流動性比率告示</u>第七十二条第一項 の決済期が到来する有価証券の時価及び<u>準用流動性比率告示</u>第七

第一項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する

6

- 項番18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示</u>第六十四条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性カバレッジ比率告示</u>第六十四条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。
- 項番19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示</u>第六十六条第一項の取引相手方が弁済することが義務付けられている部分の額、<u>準用流動性カ</u>バレッジ比率告示第六十六条第一項の取引相手方が弁済することが義務付けられている部分の額、<u>準用流動性カバレッジ比率告示</u>第六十七条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十九条第一項の約定未受渡の有価証券売却に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第七十条第一項の約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第八条において読みを取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み

十三条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第六十六条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流入額、<u>準用流動性比率告示</u>第六十七条第一項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び<u>準用流動性比率告示</u>第六十八条に規定するその他資金流入額の合計額を記載する。

項番20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番17から項番19までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第六条に規定する資金流入額を記載する。

Q

(4) 単体流動性カバレッジ比率

整えて準用する流動性カバレッジ比率告示第七十一条の金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第七十二条第一項の決済期が到来する有価証券の時価及び流動性カバレッジ比率告示第七十二条第一項の決済期が到来する有価証券のの他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十六条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流入額、準用流動性カバレッジ比率告示第六十七条第一項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び準用流動性カバレッジ比率告示第六十八条に規定するその他資金流入額の合計額を記載する。

項番20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番17から項番19までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六条に規定する資金流入額を記載する。

(4) 単体流動性カバレッジ比率

- 項番21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、<u>準用流動</u> 性比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計 額を記載する。
- b 項番22「純資金流出額」の欄には、<u>準用流動性比率告示</u>第四条 に規定する純資金流出額を記載する。
- c 項番23「単体流動性カバレッジ比率」の欄には、項番21を項番2 2で除して得た<u>値</u>を記載する。

d [略]

- (5) その街
- a 附則第三条第一項の規定により四半期とみなされた期間以降についてこの別紙様式第三号を作成する場合、同項各号に定める期間の最初の日以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、当該最初の日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。
- 立の様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「一」を記載する。

р

バレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバ レッジ比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の 合計額を記載する。

項番21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、<u>流動性カ</u>

- 項番22「純資金流出額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率 <u>告示</u>第四条に規定する純資金流出額を記載する。
- 項番23「単体流動性カバレッジ比率」の欄には、項番21を項番22で除して得た値について小数点第二位以下を切り捨て小数点第一位までを記載する。

[同左]

þ

- (5) その街
- a この別紙様式第一号は、平成二十七年六月三十日(以下「適用 目」という。)以後に終了する四半期に係る事項について記載す ることとし、適用日前に終了した四半期に係る事項については記 載することを要しない。また、附則第三条第一項の規定により四 半期とみなされた期間以降についてこの別紙様式第一号を作成す る場合、同項各号に定める期間の最初の日以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、当該最初の日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。
- 適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間、月次平均の値についてこの別紙様式第一号を作成し開示した場合には、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、「前四半期

IIC この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し 当該単位未満の端数は切り捨てる [加える。] 成することができる。 に係る欄に当該月次平均の値を用いてこの別紙様式第二号を作

この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

d

[加える。]

(別紙様式第四号)

[表點]

(注) この様式におい

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示又は持株流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(1) 適格流動資産

項番1「適格流動資産の合計額」の欄には、<u>流動性比率告示第三</u> 条第一項第一号から第三号まで又は持株流動性比率告示第三条第一 項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

[同左] (注)

(別紙様式第二号)

(1) 適格流動資産

項番1「適格流動資産の合計額」の欄には、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(平成二十六年金融庁告示第六十号。以下「流動性カバレッジ比率告示」という。)第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

(2) 資金流出額

(2)資金流出額

а

項番2「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の

)「資金

а

項番2「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金

流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性比率告示第十九条又は持株流動性比率告示第十八条</u>のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額(<u>流動性比率告示第十九条又は持株流動性比率告示第十八条</u>に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b及びでにおいて同じ。)を記載する。

р

- 6 安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する 計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額 規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。)の額の合 替えて準用する場合を含む。) に規定する安定預金 (<u>流動性比率</u> <u>号</u>に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き 率告示第一条第五十二号又は持株流動性比率告示第一条第五十二 に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び<u>流動性比</u> 告示第一条第五十一号又は持株流動性比率告示第一条第五十一号 告示第十九条第一項 流動性比率告示第二十五条又は持株流動性比率告示第二十四条の <u>又は持株流動性比率告示第二十二条及び第二十三条</u>において読み **項番**3 の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち の欄には、<u>流動性比率告示第二十条第一項又は持株流動性比率</u> 「うち、安定預金の額」の (流動性比率告示第二十三条及び第二十四条 「資金流出率を乗じる前の額
- c 項番4「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第二十一条第一項又は持株流動性

流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第 十九条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額(回条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b及びcにおいて同じ。)を記載する。

- のうち、 た後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額 の額の合計額を記載する。この項目における <u>十五条</u>の規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。) 定期預金に該当するものを除き、 に該当するもの及び<u>同条第五十二号</u>に規定する中小企業等安定的 <u>ジ比率告示第一条第五十一号</u>に規定するリテ*ール*安定的定期預金 て準用する場合を含む。)に規定する安定預金(<u>流動性カバレッ</u> カバレッジ比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替え 項番3 の欄には、流動性カバレッジ比率告示第二十条第一項 安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記 いっか、 安定預金の額」の 流動性カバレッジ比率告示第二 「資金流出率を乗じる前の額 「資金流出率を乗 (流動性
- 項番4「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第二十一条第一項</u>(流

終える。 額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた 読み替えて準用する場合を含む。)に規定する準安定預金 うち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記 後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額の <u>四条</u>の規定が適用されるものを含む。以下cにおいて同じ。) <u>五十二号</u>に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを 動性比率告示第一条第五十二号又は持株流動性比率告示第一条第 性比率告示第一条第五十一号又は持株流動性比率告示第一条第五 四条又は持株流動性比率告示第二十二条及び第二十三条において 比率告示第二十条第一項 <u>十一号</u>に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び<u>流</u> 流動性比率告示第二十五条又は持株流動性比率告示第二十 (流動性比率告示第二十三条及び第二十 (流動 9

項番5「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額(流動性比率告示第二十六条又は持株流動性比率告示第二十五条のホールセール無担保資金調達に係る資金が出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額(流動性比率告示第二十六条又は持株流動性比率告示第二十五条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f及びgにおいて同じ。)を記載する。

d

d

動性カバレッジ比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する準安定預金(<u>流動性力</u>バレッジ比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、<u>流動性カバレッジ比率告元第二十五条</u>の規定が適用されるものを含む。以下cにおいて同じ。)の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

項番5「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額(流動性カバレッジ比率告示第二十六条のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。f及びgにおいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f及びgにおいて同じ。)を記載する。

- e 項番6「うち、適格オペレーショナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーショナル預金(<u>流動</u>性比率告示第二十九条第一項又は持株流動性比率告示第二十八条第一項又は持株流動性比率告示第二十八条第一項に規定する適格オペレーショナル預金をいう。以下eにおいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレーショナル預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- 項番7「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、流動性比率告示第二十七条若しくは第二十七条に定める資金流出率が適用されるものの合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、流動性比率告示第二十七条若しくは第二十八条又は持株流動性比率告示第二十七条若しくは第二十八条又は持株流動性比率告示第二十十分条者しくは第二十七条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- g 項番8「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券(流動性比率告示第一条第四十五号又は持株流動性比率告示第一条第四十五号に規定する負債性有価証券をいう。以下gにおいて同じ。)に該当するものの額の合計額を

- 項番6「うち、適格オペレーショナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーショナル預金(流動性力バレッジ比率告示第二十九条第一項に規定する適格オペレーショナル預金をいう。以下eにおいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレーショナル預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- 項番7「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、流動性カバレッジ比率告示第二十七条又は第二十八条に定める資金流出率が適用されるものの合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、流動性カバレッジ比率告示第二十七条又は第二十八条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- g 項番8「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券(流動性カバレッジ比率告示第一条第四土五号に規定する負債性有価証券をいう。以下gにおいて同じ。) に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「

記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

h 項番9「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第三十二条第一項又は持株流動性比率告示第三十一条第一項に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する。

屋

京 項番11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第三十五条第二項又は持株流動性比率告示第三十四条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、流動性比率告示第三十六条第二項又は持株流動性比率告示第三十五条第二項に規定する時価変動時所要追加担保額、流動性比率告示第四十条第二項又は持株流動性比率告示第四十一条第二項又は持株流動性比率告示第四十一条第二項又は持株流動性比率告示第四十一条第二項又は持株流動性比率告示第四十一条第二項又は持株流動性比率告示第四十一条第二項又は持株流動性比率告示第四十一条第二項又は持株流動性比率告示第四十一条第二項又は持株流動性比率告示第四十二条第二項又は持株流動性比率告示第四十三条第二項又は持株流動性比率告示第四十三条第二項又は持株流動性比率告示第四十三条第二項又は持株流動性比率告示第四十三条第二項又は持株流動性比率告示第四十三条第二項又は持株流動性比率告示第四十三条第二項又は持株流動性比率告示第四十三条第二項又は持株流動性比率告示第四十三条

資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

h 項番9「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第三十二条第一項</u>に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する。

[同左]

所要追加担保額、流動性カバレッジ比率告示第四十条第二項に規 <u>条</u>に規定するデリバティブ取引等に係る資金流出額を記載する。 を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第三十四 差替可能額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率 及び<u>流動性カバレッジ比率告示第四十四条第二項</u>に規定する担保 <u>条第二項</u>に規定する担保価値変動時資金流出額、<u>流動性カバレッ</u> 定する格下げ時資金流出額、流動性カバレッジ比率告示第四十一 <u>動性カバレッジ比率告示第三十六条第二項</u>に規定する時価変動時 の間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、流 <u>カバレッジ比率告示第四十三条第二項</u>に規定する未提供担保の額 <u>ジ比率告示第四十二条第二項</u>に規定する超過担保受入額、<u>流動性</u> <u>第三十五条第二項</u>に規定する基準日から三十日を経過する日まで 金流出率を乗じる前の額」の欄には、 項番11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の 流動性カバレッジ比率告示 資

第二項に規定する担保差替可能額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>流動性比率告</u> 示第三十四条又は持株流動性比率告示第三十三条に規定するデリバティブ取引等に係る資金流出額を記載する。

- k 項番12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性比率告示第四十五条第二項又は持株流動性比率告示第四十四条第二項</u>に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>流動性比率告示第四十五条第一項又は持株流動性比率告示第四十四条第一項</u>に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。
- 項番13「うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第四十六条第一項又は持株流動性比率告示第四十五条第一項の与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第四十六条第一項又は持株流動性比率告示第四十五条第一項に規定する与信・流動性ファシリティに係る資金流出額を記載する。
- m 項番14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第四十八条第二項又 は持株流動性比率告示第四十七条第二項に規定する資金提供義務

- 項番12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第四十五条第二項</u>に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>同条第一項</u>に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。
- 項番13「うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第四十六条第一項</u>の与信ファシリティに係るファシリティ未使用未使用枠の額及び流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>同項</u>に規定する与信・流動性ファシリティに係る資金流出額を記載する。
- 項番14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第四十八条第二項</u>に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、<u>流動性カ</u>

Ħ

時価、 記載する 率を乗じた後の額」の欄には、<u>流動性比率告示第四十八条第一項</u> 計額を合計して得た額を記載する。この項目における 三十日を経過する日までの間に生じるものの額の合計額及び流動 る金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間 <u>動性比率告示第五十三条</u>に規定するその他資金流出額の合計額 務に基づく資金流出額及び<u>流動性比率告示第五十四条又は持株流</u> <u>一項</u>に規定するその他契約に基づく主要な資金流出項目の額の合 性比率告示第六十条第一項又は持株流動性比率告示第五十九条第 <u>八条</u>の配当その他これに準ずる金銭の支払であって、基準日から <u>流動性比率告示第五十七条第一項</u>の決済期が到来する有価証券の に発生するものの額、<u>流動性比率告示第五十八条第一項又は持株</u> <u>流動性比率告示第五十六条</u>の金利及び手数料その他これらに準ず 比率告示第五十六条第一項又は持株流動性比率告示第五十五条第 <u>流動性比率告示第五十四条第一項</u>の支払を行う金銭の額、<u>流動性</u> 又は持株流動性比率告示第四十七条第一項に規定する資金提供義 <u>一項</u>の差し入れる金銭の額、<u>流動性比率告示第五十七条又は持株</u> に基づく所要貸出額、<u>流動性比率告示第五十五条第一項又は持株</u> 流動性比率告示第五十九条又は持株流動性比率告示第五十 「資金流出

n 項番15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第五十条各号又は持株流動性 比率告示第四十九条各号に掲げるものに係る流動性比率告示第一 条第七十三号又は持株流動性比率告示第一条第七十三号に規定す

ベレッジ比率告示第五十五条第一項の支払を行う金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第五十六条第一項の差し入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第五十七条の金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性カバレッジ比率告示第五十九条の配当その他これに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるものの額の合計額及び流動性カバレッジ比率告示第六十条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計して得た額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十八条第一項に規定に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び流動性カバレッジ比率告示第五十四条に規定するその他資金流出額の合計額を記載する。

項番15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第五十条各号</u>に掲げるものに係る<u>流動性カバレッジ比率告示第一条第七十三号</u>に規定するファシリティ未使用枠の額、<u>流動性カバレッジ比率告示第</u>

n

るファシリティ未使用枠の額、流動性比率告示第五十一条又は持 株流動性比率告示第五十条の信用保証に相当するものの額の合計 額、流動性比率告示第五十二条又は持株流動性比率告示第五十一 条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額及 び流動性比率告示第五十三条第一項又は持株流動性比率告示第五 十二条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額 を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の 構には、流動性比率告示第四十九条又は持株流動性比率告示第四 十八条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。

可番16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第五条又は持株流動性比率告示第五条に規定する資金流出額を記載する。

(3) 資金流入額

a 項番17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第六十二条第一項又は持株流動性比率告示第六十一条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び流動性比率告示第六十二条第二項第一号の金銭の額又は流動性比率告示第六十一条第二項第二号又は持株流動性比率告示第六十一条第二項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示規に規第六十二条第一項又は持株流動性比率告示第六十一条第一項又は持株流動性比率告示第六十一条第一項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示規

五十一条の信用保証に相当するものの額の合計額、<u>流動性カバレツジ比率告示第五十二条</u>のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額及び<u>流動性カバレッジ比率告示第五十三条第一項</u>に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十九条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。

項番16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第五条</u>に規定する資金流出額を記載する。

0

(3) 資金流入額

項番17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第六十二条第一項</u>の取引相手方に差し入れている金銭の額及び<u>同条第二項第一号</u>の金銭の額又は<u>同項第二号</u>の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項</u>に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する。

定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する。

6

6

項番18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第六十四条第二項又は 持株流動性比率告示第六十三条第二項に規定する貸付金等回収額 の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後 の額」の欄には、流動性比率告示第六十四条第一項又は持株流動 性比率告示第六十三条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資 金流入額を記載する。

C

- С れる金銭の額、流動性比率告示第七十一条又は持株流動性比率告 受取であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生す 金流入額、<u>流動性比率告示第六十九条第一項又は持株流動性比率</u> 過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資 れている部分の額、<u>流動性比率告示第六十七条第二項又は持株流</u> の欄には、流動性比率告示第六十六条第一項又は持株流動性比率 <u>示第七十条</u>の金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の 取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入 動性比率告示第七十条第一項又は持株流動性比率告示第六十九条 準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流 <u>告示第六十八条第一項</u>の約定未受渡の有価証券売却に基づいて基 <u>動性比率告示第六十六条第二項</u>に規定する基準日から三十日を経 <u>告示第六十五条第一項</u>の取引相手方が弁済することが義務付けら <u>第一項</u>の約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金 項番19「その他資金流入額」の 「資金流入率を乗じる前の額
- 項番18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十四条 第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。
- 項番19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」 の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第六十六条第一項</u>の取引相 手方が弁済することが義務付けられている部分の額、<u>流動性カバ</u> レッジ比率告示第六十七条第二項に規定する基準日から三十日を 経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される 資金流入額、流動性カバレッジ比率告示第六十九条第一項の約定 までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第七十一条の金利 (資金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第七十一条の金利 、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基 準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動 性カバレッジ比率告示第七十二条第一項の決済無 に表の時価及び流動性カバレッジ比率告示第七十三条第一項に規

るものの額、<u>流動性比率告示第七十二条第一項又は持株流動性比率告示第七十一条第一項</u>の決済期が到来する有価証券の時価及び流動性比率告示第七十三条第一項又は持株流動性比率告示第七十二条第一項又は持株流動性比率告示第七十二条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第六十六条第一項又は持株流動性出率告示第六十五条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流入額、流動性比率告示第六十七条第一項又は持株流動性比率告示第六十五条第一項又は持株流動性比率告示第六十五条第一項と規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び流動性比率告示第六十八条又は持株流動性比率告示第六十五条に規定するその他資金流入額の合計額を記載する。

d 項番20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番17から項番19までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第六条又は持株流動性比率告示第六条に規定する資金流入額を記載する。

d

(4) 連結流動性カバレッジ比率

- a 項番21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、<u>流動性比率告示第三条第一項又は持株流動性比率告示第三条第一項</u>に規定する算入可能適格流動資産の合計額を記載する。
- b 項番22「純資金流出額」の欄には、<u>流動性比率告示第四条又は</u> <u>持株流動性比率告示第四条</u>に規定する純資金流出額を記載する。

定するその他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十六条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流入額、流動性カバレッジ比率告示第六十七条第一項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び流動性カバレッジ比率告示第六十八条で規定するその他資金流入額の合計額を記載する。

項番20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番17から項番19までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第六条</u>に規定する資金流入額を記載する。

(4) 連結流動性カバレッジ比率

- a 項番21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、<u>流動性力</u> バレッジ比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産 の合計額を記載する。
- 項番22「純資金流出額」の欄には、<u>流動性カバレッジ比率告示第四条</u>に規定する純資金流出額を記載する。

項番23「連結流動性カバレッジ比率」の欄には、項番21を項番2 2で除して得た<u>値</u>を記載する。

[器]

Д

(5) その街

a <u>附則第三条第一項</u>の規定により四半期とみなされた期間以降についてこの<u>別紙様式第四号</u>を作成する場合、同項各号に定める期間の最初の日以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、当該最初の日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。

この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等が ない場合には項を削除せず、「一」を記載する。

b

この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。

C

立の様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

項番23「連結流動性カバレッジ比率」の欄には、項番21を項番2 2で除して得た<u>値について小数点第二位以下を切り捨て小数点第一位まで</u>を記載する。

d [同左]

(5) その街

三の別紙様式第二号は、平成二十七年六月三十日(以下「適用 目」という。)以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、適用目前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。また、附則第三条第一項の規定により四半期とみなされた期間以降についてこの別紙様式第二号を作成する場合、同項各号に定める期間の最初の日以後に終了する四半期に係る事項について記載することを要しない。 た四半期に係る事項については記載することを要しない。

直 適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間、月次平均の値についてこの別紙様式第二号を作成し開示した場合には、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、「前四半期」に係る欄に当該月次平均の値を用いてこの別紙様式第二号を作成することができる。

「加える。」

[加える。]

[別紙様式を削る。]

項目 4 ω 資金流出額 適格流動資産 Ŋ 2 金流出額 適格流動資産の合計額 ホールセール無担保資金調達に係る資 金流出額 リテール無担保資金調達に係る資 うち、準安定預金の額 うち、安定預金の額 (2) (1) 前の額 資金流 乗じる 田州や 当四半期 後の額 乗じた 田州や 資金流 乗じる 田州や 前の額 資金流 前四半期 後の額 乗じた 田州や 資金流

(別紙様式第三号)

 12	11	10	9	∞	7	6
	l	デラ係	有ŧ		-	<u>'</u>
うち、資金調達プログラムに係る 資金流出額	うち、デリバティブ取引等に係る 資金流出額	デリバティブ取引等、資金調達プログ ラム及び与信・流動性ファシリティに 係る資金流出額	有担保資金調達等に係る資金流出額	うち、負債性有価証券の額	うち、適格オペレーショナル預金 及び負債性有価証券以外のホール セール無担保資金調達に係る資金 の額	うち、適格オペレーショナル預金 の額

連結	20	19	18	17		資金	16	15	14	13
連結流動性カバレッジ比率 (4)	資金流入合計額	その他資金流入額	貸付金等の回収に係る資金流入額	有担保資金運用等に係る資金流入額		資金流入額 (3)	資金流出合計額	偶発事象に係る資金流出額	資金提供義務に基づく資金流出額等	うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額
					乗じる前の額	資金流入率を				
					乗じた後の額	資金流 入率を				
					乗じる前の額	資金流入率を				
					乗じた後の額	資金流入率を				

			_
23	22	21	
連結流動性カバレッジ比率	純資金流出額	算入可能適格流動資産の合計額	

(注)

(1) 適格流動資産

項番1「適格流動資産の合計額」の欄には、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの(平成二十六年金融庁告示第六十二号。以下「流動性カバレッジ比率告示」という。)第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

(2) 資金流出額

項番2「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金 流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第 十八条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載

する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b及びcにおいて同じ。)を記載する。

- 項番3「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第十九条第一項(流動性カバレッジ比率告示第二十三条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する安定預金(流動性カバレッジ比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性カバレッジ比率告示第二十四条の規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。)の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- (項番4「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第二十条第一項(流動性カバレッジ比率告示第二十二条及び第二十三条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する準安定預金(流動性カバレッジ比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性カバレッジ比率告示

第二十四条の規定が適用されるものを含む。以下cにおいて同じ。)の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

- 項番5「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額(流動性カバレッジ比率告示第二十五条のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。f及びgにおいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額(同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f及びgにおいて同じ。)を記載する。
- 項番6「うち、適格オペレーショナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーショナル預金(流動性カバレッジ比率告示第二十八条第一項に規定する適格オペレーショナル預金をいう。以下eにおいて同じ。)の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレーショナル預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- 項番7「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に

係る資金の額のうち、流動性カバレッジ比率告示第二十六条又は第二十七条に定める資金流出率が適用されるものの合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、流動性カバレッジ比率告示第二十六条又は第二十七条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

- 項番8「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券(流動性カバレッジ比率告示第一条第四十五号に規定する負債性有価証券をいう。以下gにおいて同じ。)に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- 項番9「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第三十一条第一項に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する。
- 項番10「デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、項番11から項番13までの「資金流出率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、項番11から項番13までの「資金流出

率を乗じた後の額」の合計額を記載する。

- 金流出額を記載する 定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額 第四十四条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予 差替可能額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率 及び流動性カバレッジ比率告示第四十三条第二項に規定する担保 ジ比率告示第四十一条第二項に規定する超過担保受入額、流動性 条第二項に規定する担保価値変動時資金流出額、流動性カバレッ 規定する格下げ時資金流出額、流動性カバレッジ比率告示第四十 所要追加担保額、流動性カバレッジ比率告示第三十九条第二項に 動性カバレッジ比率告示第三十五条第二項に規定する時価変動時 の間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、流 」の欄には、同条第一項に規定する資金調達プログラムに係る資 金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示 条に規定するデリバティブ取引等に係る資金流出額を記載する。 を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第三十三 カバレッジ比率告示第四十二条第二項に規定する未提供担保の額 第三十四条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日まで 金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示 項番12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資 項番11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の
- 1 項番13「うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比

率告示第四十五条第一項の与信ファシリティに係るファシリティ 未使用枠の額及び流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、同項に規定する与信・流動性ファシリティに係る資金流出額を記載する。

れらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する 記載する。 項に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び流動性カバレ 計して得た額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じ 定するその他契約に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合 あって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるものの 日までの間に発生するものの額、流動性カバレッジ比率告示第五 た後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十七条第一 額の合計額及び流動性カバレッジ比率告示第五十九条第一項に規 ッジ比率告示第五十八条の配当その他これに準ずる金銭の支払で 流動性カバレッジ比率告示第五十六条の金利及び手数料その他こ 性カバレッジ比率告示第五十五条第一項の差し入れる金銭の額 バレッジ比率告示第五十四条第一項の支払を行う金銭の額、流動 条第二項に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、流動性

大 を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十七 ッジ比率告示第五十三条に規定するその他資金流出額の合計額を 十七条第一項の決済期が到来する有価証券の時価、流動性カバレ 項番14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率

1 項番15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十九条各号に掲げるものに係る流動性カバレッジ比率告示第一条第七十三号に規定するファシリティ未使用枠の額、流動性カバレッジ比率告示第五十条の信用保証に相当するものの額の合計額、流動性カバレッジ比率告示完金銭の額の合計額及び流動性カバレッジ比率告示第五十二条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十八条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。

項番16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第五条に規定する資金流出額を記載する。

(3) 資金流入額

項番17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十一条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号の金銭の額又は同項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する

- b 項番18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十三条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。
- は、流動性カバレッジ比率告示第六十五条第一項に規定する有価 定するその他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記 証券の時価及び流動性カバレッジ比率告示第七十二条第一項に規 準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動 受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第七十条の金利 保資金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第六 未受渡の有価証券売却に基づいて基準日から三十日を経過する日 資金流入額、流動性カバレッジ比率告示第六十八条第一項の約定 経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される 手方が弁済することが義務付けられている部分の額、流動性カバ の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十五条第一項の取引相 載する。この項目における 性カバレッジ比率告示第七十一条第一項の決済期が到来する有価 レッジ比率告示第六十六条第二項に規定する基準日から三十日を 十九条第一項の約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担 項番19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」 配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基 「資金流入率を乗じた後の額」の欄に

証券償還に係る資金流入額、流動性カバレッジ比率告示第六十六 条第一項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び流 動性カバレッジ比率告示第六十七条に規定するその他資金流入額 の合計額を記載する。

項番20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番17から項番19までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六条に規定する資金流入額を記載する。

(4) 連結流動性カバレッジ比率

項番21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産

の合計額を記載する。

- b 項番22「純資金流出額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示 第四条に規定する純資金流出額を記載する。 c 項番23「連結流動性カバレッジ比率」の欄には、項番21を項番2
- 2で除して得た値について小数点第二位以下を切り捨て小数点第一位までを記載する。 1 項番24「平均値計算用データ数」の欄には、項番23の連結流動

[別紙様式を削る。]

(5) その街

- この別紙様式第三号は、平成二十七年六月三十日(以下「適用日」という。)以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、適用日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。また、附則第三条第一項の規定により四半期とみなされた期間以降についてこの別紙様式第三号を作成する場合、同項各号に定める期間の最初の日以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、当該最初の日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。
- 適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間、月次平均の値についてこの別紙様式第三号を作成し開示した場合には、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、「前四半期」に係る欄に当該月次平均の値を用いてこの別紙様式第三号を作成することができる。

紙樣式第四号)

(単位:百万円、%)

			1
当番号	式の該	国際様	KM1:主要な指標
			(銀行単体)
当四		7	
前四		П	
前々		>	
70		11	
11		井	

[別紙様式を削る。]

		半期	半期	四半期	前四半期	前四半期
単体流動	単体流動性カバレッジ比率					
15	算入可能適格流動性資産の合 計額					
16	純資金流出額					
17	単体流動性カバレッジ比率					

(<u>†</u>

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、銀行流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない

- この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

紙樣式第五号

(単位:百万円、%)

KM1:主要	KM1:主要な指標(銀行連結・持株)					- 1
上 国際 禁		7	П	>	Ţſ	
式の影当番号		四馬	凹順	か値	0~	0 =
		半期	半期	当 出	前四半期	当 四 世 期
連結流動	連結流動性カバレッジ比率					•
15 5	算入可能適格流動性資産の合 計額					
16	純資金流出額					
17	連結流動性カバレッジ比率					
(注) この) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、	t、特思	の定め	ハギない	、限り、	銀行流
動性ス	動性カバレッジ比率告示及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、組合は無くはご組合は無くれてごうでするになっている。	「法第五、ユュン	+ 1	#1+ \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	一五の規	, µш, , , , , , , , , , , , , , , , , ,

つき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全 性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断す 常 基

を除く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線
[別紙様式を加える。]	<u>(別紙様式第六号)</u> [別紙 4]
[別紙様式を加える。]	(別紙様式第五号) [別紙3]
るための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの(平成二十六年金融庁告示第六十二号)において使用する用語の例によるものとする。 a この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。 b この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。	

(単位:百万円、%)

KM 1:主要	な指標(銀行単体)					
国際様式		イ	П	ハ	1	ホ
の該当番		当四半	前四半	前々四	ハの前	ニの前
号		期	期	半期	四半期	四半期
単体流動性	Eカバレッジ比率					
15	算入可能適格流動資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	単体流動性カバレッジ比率					
単体安定調	建比率					
18	利用可能安定調達額					
19	所要安定調達額					
20	単体安定調達比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載する。
- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(単位:百万円、%)

KM 1:主要	な指標(銀行連結・持株)					
国際様式		イ	D	ハ	11	ホ
の該当番		当四半	前四半	前々四	ハの前	ニの前
뭉		期	期	半期	四半期	四半期
連結流動性	Eカバレッジ比率					
15	算入可能適格流動資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	連結流動性カバレッジ比率					
連結安定調	達比率					
18	利用可能安定調達額					
19	所要安定調達額					
20	連結安定調達比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示及び持株流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載する。
- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

資本の額	能安定調達額 (1)					
			•			
		億男4つ	# また 1			
		五 完 言	単十二の	算入率考慮前金額		
		1年未満	6月以上	慮前金額	当四半期	
		1 + 以上	1427			
		交 世 贺	半二十二词	■ 本 ※ ~ 長		
		個粉なし	雑曲かり			
		の五米富	乗手用の	算入率考慮前金額		
		1年未満	6月以上	慮前金額	前四半期	
		1	1年17日			(単位:百
		交出积	24/十二時	国本 漆 人 量		(単位:百万円、%)

15	所要安	14	13	12	11	10	9	∞	7	6	Ŋ	4		ω				2	1	利用可	X H	品米	
流動資産の額	所要安定調達額 (2)	利用可能安定調達額合計	うち、上記に含まれない負債の額	うち、デリバティブ負債の額	その他の負債	相互に関係する資産がある負債	うち、その他のホールセール資金調達の額	うち、適格オペレーショナル預金の額	ホールセール資金調達	うち、準安定預金等の額	うち、安定預金等の額	個人及び中小企業等からの資金調達	本の額	うち、上記に含まれない資本調達手段及び資	に係る基礎項目の額	過する前に弁済期が到来するものを除く。)	資本及び Tier 2 資本(基準日から 1 年を経	うち、普通株式等 Tier1 資本、その他 Tier1	資本の額	利用可能安定調達額 (1)			
																					満期なし		
																					6月未満	算入率考慮前金額	
																					6月以上 1年未満	慮前金額	当四半期
																					1年以上		
																					後金額	■ 本 ※ ト 型	
																					満期なし		
																					6月未満	算入率考	
																					6月以上 1年未満	算入率考慮前金額	前四半期
																					1年以上		
		,																			後金額	6 7 淡水毒	

28	27	26	25		24		23	22		21			20		19		18		17		16
		4	相						1										章	預	金
うち、デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又 は清算基金(連結貸借対照表に計上されない ものを含む。)	うち、現物決済されるコモディティ (金を含む。)	その他の資産等	相互に関係する負債がある資産	これに類するもの	うち、流動資産に該当しない有価証券その他	産の額	うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資	うち、住宅ローン債権	産の額	うち、リスク・ウェイトが35%以下の資	^°)	の額(項番 18、19 及び 22 に該当する額を除	うち、貸出金又はレポ形式の取引による資産	貸出金及びレポ形式の取引による額	うち、項番 18 に含まれない金融機関等への	への貸出金及びレポ形式の取引による額	うち、レベル1資産を担保とする金融機関等	証券その他これに類するものの額	貸出金又はレポ形式の取引による資産及び有価	預金に相当するものの額	金融機関等に預け入れているオペレーショナル

34	33	32	31		30	29
単	所見			i		
単体安定調達比率	所要安定調達額合計	オフ・バランス取引	うち、上記に含まれない資産及び資本の額	の額を減ずる前)の額	うち、デリバティブ負債(変動証拠金の対価	うち、デリバティブ資産の額
					`	

(H)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする

(1) 利用可能安定調達額

- a 項番1「資本の額」の項には、項番2及び項番3の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する
- Ь 額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。 流動性比率告示第七十八条第一項において準用する流動性比率告示(以下この様式において「準用流動性比率告示」という。)第八十二条第一号から第三号までに掲げる資本の 項番2「うち、普通株式等 Tier 1 資本、その他 Tier 1 資本及び Tier 2 資本(基準日から 1 年を経過する前に弁済期が到来するものを除く。)に係る基礎項目の額」の項には、
- に掲げる資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する 項番 3 「うち、上記に含まれない資本調達手段及び資本の額」の項には、準用流動性比率告示第八十二条第四号及び第五号、第八十五条第六号並びに第八十六条第一項第八号
- 項番4「個人及び中小企業等からの資金調達」の項には、項番5及び項番6の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する
- е 四条第二項に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する 項番5「うち、安定預金等の額」の項には、準用流動性比率告示第八十二条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額、第八十三条に掲げる負債の額及び第八十
- げる負債の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する 項番6「うち、準安定預金等の額」の項には、準用流動性比率告示第八十二条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額及び準用流動性比率告示第八十四条に掲
- 項番7「ホールセール資金調達」の項には、項番8及び項番9の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する
- 額並びに準用流動性比率告示第八十五条第二号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する 項番8「うち、適格オペレーショナル預金の額」の項には、準用流動性比率告示第八十二条第五号及び第八十六条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの
- のの額並びに準用流動性比率告示第八十五条第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十六条第一項第六号及び第七号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて 項番9「うち、その他のホールセール資金調達の額」の項には、準用流動性比率告示第八十二条第五号及び第八十六条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するも

記載する。

- 項番 10「相互に関係する資産がある負債」の項には、準用流動性比率告示第百一条の規定を適用する負債の額をそれぞれの期間に応じて記載する
- k 項番 11「その他の負債」の項には、項番 12 及び項番 13 の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- 項番 12「うち、デリバティブ負債の額」の項には、準用流動性比率告示第八十六条第一項第二号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して記載する
- びに準用流動性比率告示第八十五条第六号並びに第八十六条第一項第三号から第五号まで及び第八号並びに第二項に掲げる負債又は資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じ 項番 13「うち、上記に含まれない負債の額」の項には、準用流動性比率告示第八十二条第五号及び第八十六条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並
- 項番 14 「利用可能安定調達額合計」の項には、項番 1、項番 4、項番 7、項番 10 及び項番 11 の額の合計額を記載する。

(2) 所要安定調達額

- のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十一条第一号、第二号、第七号及び第九号、第九十二条、第九十三条第一号並びに第九十四条第一号に掲げる資産 の額の合計額を記載する。 項番 15「流動資産の額」の項には、準用流動性比率告示第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額 ,ただし、項番 15 に該当するものは、項番 16 から項番 32 までに含めないものとする
- 間に応じて記載する 第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十四条第四号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期 項番 16「金融機関等に預け入れているオペレーショナル預金に相当するものの額」の項には、準用流動性比率告示第九十七条第七号に掲げる資産の額及び準用流動性比率告示
- 項番17「貸出金又はレポ形式の取引による資産及び有価証券その他これに類するものの額」の項には、項番18から項番20まで、項番22及び項番24の合計額を記載する。
- d 産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。 項番 18「うち、レベル1資産を担保とする金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、準用流動性比率告示第九十四条第二号及び第九十七条第七号に掲げ ,資産の額、準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十一条第八号に掲げる資
- 第九十四条第三号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する の額、準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十三条第二号及び第三号並びに 項番19「うち、項番18に含まれない金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、準用流動性比率告示第九十四条第二号及び第九十七条第七号に掲げる資産
- 第九十五条及び第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準 用流動性比率告示第九十四条第五号及び第九十六条第二号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。 - 項番 20「うち、貸出金又はレポ形式の取引による資産の額(項番 18、19 及び 22 に該当する額を除く。)」の項には、準用流動性比率告示第九十一条第三号、第九十四条第二号、
- 0,0 項番 21「うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資産の額」の項には、項番 20 に該当する額のうち、準用流動性比率告示第九十一条第三号並びに第九十四条第二号及び第五号

比率告示第九十五条に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。 並びに第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性

- 比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する 項番 22「うち、 住宅ローン債権」の項には、準用流動性比率告示第九十四条第五号、第九十五条、第九十六条第二号及び第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性
- 産の額並びに準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する 項番23「うち、リスク・ウェイトが35%以下の資産の額」の項には、準用流動性比率告示第九十四条第五号、第九十五条、第九十六条第二号及び第九十七条第七号に掲げる資
- 流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する 項番 24「うち、 流動資産に該当しない有価証券その他これに類するもの」の項には、準用流動性比率告示第九十四条第六号及び第九十六条第三号に掲げる資産の額並びに準用
- 項番 25「相互に関係する負債がある資産」の項には、準用流動性比率告示第百一条の規定を適用する資産の額をそれぞれの期間に応じて記載する
- 項番 26「その他の資産等」の項には、項番 27 から項番 31 までの合計額をそれぞれの期間に応じて記載する
- \equiv 項番 27「うち、現物決済されるコモディティ(金を含む。)」の項には、準用流動性比率告示第九十六条第四号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する
- n 動性比率告示第九十六条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する 項番 28「うち、 デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又は清算基金(連結貸借対照表に計上されないものを含む。)」の項には、準用流
- 項番 29「うち、 デリバティブ資産の額」の項には、準用流動性比率告示第九十七条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する

0

- q 項番 30「うち、 デリバティブ負債(変動証拠金の対価の額を減ずる前)の額」の項には、準用流動性比率告示第九十七条第八号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して
- びに準用流動性比率告示第九十一条第四号から第六号まで及び第九十七条第二号から第七号までに掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する 項番 31「うち、 上記に含まれない資産及び資本の額」の項には、準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並
- 項番 32「オフ・バランス取引」の項には、準用流動性比率告示第九十九条及び第百条の額の合計額を期間にかかわらず一括して記載する
- S 項番33「所要安定調達額合計」の項には、項番15、項番16、項番17、項番25、 項番 26 及び項番 32 の額の合計額を記載する
- t 項番 34|単体安定調達比率」の項には、項番 14 を項番 33 で除して得た値を記載する.

(3) その街

- この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載する
- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる

(単位
百万
\mathbf{H}
, %
20

15	所要3	14	13	12	11	10	9	∞	7	0	σı	4		ω				2	Ц	利用市		点	파 부	
流動	所要安定調達額	利用			20	相互			취 [個人			~	2,	lumith:		資本	可能安久				
流動資産の額	達額 (2)	利用可能安定調達額合計	うち、上記に含まれない負債の額	うち、デリバティブ負債の額	その他の負債	相互に関係する資産がある負債	うち、その他のホールセール資金調達の額	うち、適格オペレーショナル預金の額	ホールセール資金調達	うち、準安定預金等の額	うち、安定預金等の額	個人及び中小企業等からの資金調達	本の額	うち、上記に含まれない資本調達手段及び資	に係る基礎項目の額	過する前に弁済期が到来するものを除く。)	資本及び Tier2資本(基準日から1年を経	うち、普通株式等 Tier1 資本、その他 Tier1	資本の額	利用可能安定調達額 (1)				
																					満男なし			
																					6月米 満	[-	算入率考慮前金額	
																					1年未満	6月以上	舊前金額	期未四三
																					1年以上	•		
																					後筮額	年八十七両 :	中不平 1 吳	
																					満男なし			
																					6月米満		算入率考慮前金額	
																					1年未満	6月以上	慮前金額	前四半期
																					1年以上			
																					後金額	年入計も両	中本华 1 妈	

28	27	26	25		24		23	22		21			20		19		18		17		16
		4	相						1										章	預	金
うち、デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又 は清算基金(連結貸借対照表に計上されない ものを含む。)	うち、現物決済されるコモディティ (金を含む。)	その他の資産等	相互に関係する負債がある資産	これに類するもの	うち、流動資産に該当しない有価証券その他	産の額	うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資	うち、住宅ローン債権	産の額	うち、リスク・ウェイトが35%以下の資	^°)	の額(項番 18、19 及び 22 に該当する額を除	うち、貸出金又はレポ形式の取引による資産	貸出金及びレポ形式の取引による額	うち、項番 18 に含まれない金融機関等への	への貸出金及びレポ形式の取引による額	うち、レベル1資産を担保とする金融機関等	証券その他これに類するものの額	貸出金又はレポ形式の取引による資産及び有価	預金に相当するものの額	金融機関等に預け入れているオペレーショナル

34	ప్ర	32	31		30	29
連	炬					
連結安定調達比率	所要安定調達額合計	オフ・バランス取引	うち、上記に含まれない資産及び資本の額	の額を減ずる前)の額	うち、デリバティブ負債(変動証拠金の対価	うち、デリバティブ資産の額
					`	

(H)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示又は持株流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする

(1) 利用可能安定調達額

- a 項番1「資本の額」の項には、項番2及び項番3の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する
- Ь 間に応じて記載する 流動性比率告示第八十二条第一号から第三号までに掲げる資本の額の合計額又は持株流動性比率告示第八十条第一号から第三号までに掲げる資本の額の合計額をそれぞれの期 項番2「うち、普通株式等 Tier1資本、その他 Tier1資本及び Tier2資本(基準日から1年を経過する前に弁済期が到来するものを除く。)に係る基礎項目の額」の項には、
- げる資本の額の合計額又は持株流動性比率告示第八十条第四号及び第五号、第八十三条第六号並びに第八十四条第一項第八号に掲げる資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じ 項番 3 「うち、上記に含まれない資本調達手段及び資本の額」の項には、流動性比率告示第八十二条第四号及び第五号、第八十五条第六号並びに第八十六条第一項第八号に掲
- 項番4「個人及び中小企業等からの資金調達」の項には、項番5及び項番6の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する
- 負債の額及び第八十二条第二項に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額の合計額ををそれぞれの期間に応じて記載する 第二項に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額の合計額又は持株流動性比率告示第八十条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額、第八十一条に掲げる 項番5「うち、安定預金等の額」の項には、流動性比率告示第八十二条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額、第八十三条に掲げる負債の額及び第八十四条
- の額のうちこれに該当するものの額の合計額又は持株流動性比率告示第八十条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額及び持株流動性比率告示第八十二条に掲 げる負債の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する 項番6「うち、準安定預金等の額」の項には、流動性比率告示第八十二条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額及び流動性比率告示第八十四条に掲げる負債
- 項番7「ホールセール資金調達」の項には、項番8及び項番9の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する
- Ь 項番8「うち、適格オペレーショナル預金の額」の項には、流動性比率告示第八十二条第五号及び第八十六条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並

ものの額並びに持株流動性比率告示第八十三条第二号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する びに流動性比率告示第八十五条第二号に掲げる負債の額の合計額又は持株流動性比率告示第八十条第五号及び第八十四条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当する

- 額並びに流動性比率告示第八十五条第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十六条第一項第六号及び第七号に掲げる負債の額の合計額又は持株流動性比率告示第八十条第 五号及び第八十四条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに持株流動性比率告示第八十三条第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十四条第 項番9「うち、その他のホールセール資金調達の額」の項には、流動性比率告示第八十二条第五号及び第八十六条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの ·項第六号及び第七号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- ぞれの期間に応じて記載する, 項番 10「相互に関係する資産がある負債」の項には、流動性比率告示第百一条の規定を適用する負債の額又は持株流動性比率告示第九十九条の規定を適用する負債の額をそれ
- k 項番 11「その他の負債」の項には、項番 12 及び項番 13 の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- 額を期間にかかわらず一括して記載する 項番 12「うち、デリバティブ負債の額」の項には、流動性比率告示第八十六条第一項第二号に掲げる負債の額又は持株流動性比率告示第八十四条第一項第二号に掲げる負債の
- 第五号及び第八十四条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに持株流動性比率告示第八十三条第六号並びに第八十四条第一項第三号から第五号ま 流動性比率告示第八十五条第六号並びに第八十六条第一項第三号から第五号まで及び第八号並びに第二項に掲げる負債又は資本の額の合計額又は持株流動性比率告示第八十条 で及び第八号並びに第二項に掲げる負債又は資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。 項番 13「うち、上記に含まれない負債の額」の項には、流動性比率告示第八十二条第五号及び第八十六条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに
- 項番 14 「利用可能安定調達額合計」の項には、項番 1、項番 4、項番 7、項番 10 及び項番 11 の額の合計額を記載する

(2) 所要安定調達額

- れに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十一条第一号、第二号、第七号及び第九号、第九十二条、第九十三条第一号並びに第九十四条第一号に掲げる資産の額の合計額 並びに持株流動性比率告示第八十九条第一号、第二号、第七号及び第九号、第九十条、第九十一条第一号並びに第九十二条第一号に掲げる資産の額の合計額を記載する。ただし、 項番 15 に該当するものは、項番 16 から項番 32 までに含めないものとする 又は持株流動性比率告示第九十五条第七号に掲げる資産の額並びに持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額 項番 15「流動資産の額」の項には、流動性比率告示第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこ
- 十二条第四号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する 十五条第七号に掲げる資産の額及び持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに持株流動性比率告示第九 条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十四条第四号に掲げる資産の額の合計額又は持株流動性比率告示第九 - 項番-16「金融機関等に預け入れているオペレーショナル預金に相当するものの額」の項には、流動性比率告示第九十七条第七号に掲げる資産の額及び流動性比率告示第九十八

項番 17「貸出金又はレポ形式の取引による資産及び有価証券その他これに類するものの額」の項には、項番 18 から項番 20 まで、項番 22 及び項番 24 の合計額を記載する

С

- р 額又は持株流動性比率告示第九十二条第二号及び第九十五条第七号に掲げる資産の額、持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに 産の額、流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十一条第八号に掲げる資産の額の合計 該当するものの額並びに持株流動性比率告示第八十九条第八号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する 項番 18「うち、 レベル1資産を担保とする金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、流動性比率告示第九十四条第二号及び第九十七条第七号に掲げる資
- のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに持株流動性比率告示第九十一条第二号及び第三号並びに第九十二条第三号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に 応じて記載する 三号に掲げる資産の額の合計額又は持株流動性比率告示第九十二条第二号及び第九十五条第七号に掲げる資産の額、持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約 流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十三条第二号及び第三号並びに第九十四条第 項番 19「うち、項番 18 に含まれない金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、流動性比率告示第九十四条第二号及び第九十七条第七号に掲げる資産の額
- げる資産の額並びに持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに持株流動性比率告示第九十二条第五号及 率告示第九十四条第五号及び第九十六条第二号に掲げる資産の額の合計額又は持株流動性比率告示第八十九条第三号、第九十二条第二号、第九十三条及び第九十五条第七号に掲 九十五条及び第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比 び第九十四条第二号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。 - 項番 20「うち、貸出金又はレポ形式の取引による資産の額(項番 18、19 及び 22 に該当する額を除く。)」の項には、流動性比率告示第九十一条第三号、第九十四条第二号、
- 間に応じて記載する。 率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに持株流動性比率告示第九十三条に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期 十五条に掲げる資産の額の合計額又は持株流動性比率告示第八十九条第三号並びに第九十二条第二号及び第五号並びに第九十五条第七号に掲げる資産の額並びに持株流動性比 に第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九 項番 21「うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資産の額」の項には、項番 20 に該当する額のうち、流動性比率告示第九十一条第三号並びに第九十四条第二号及び第五号並び
- 間に応じて記載する 第九十五条第七号に掲げる資産の額並びに持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期 第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額又は持株流動性比率告示第九十二条第五号、第九十三条、第九十四条第二号及び 項番 22「うち、住宅ローン債権」の項には、 流動性比率告示第九十四条第五号、 第九十五条、 第九十六条第二号及び第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示
- 第九十四条第二号及び第九十五条第七号に掲げる資産の額並びに持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の 額並びに流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額又は持株流動性比率告示第九十二条第五号、第九十三条 項番 23「うち、リスク・ウェイトが 35%以下の資産の額」の項には、流動性比率告示第九十四条第五号、第九十五条、 第九十六条第二号及び第九十七条第七号に掲げる資産の

合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

- ものの額並びに持株流動性比率告示第九十五条第六号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する 性比率告示第九十二条第六号及び第九十四条第三号に掲げる資産の額並びに持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当する 率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十七条第六号に掲げる資産の額の合計額又は持株流動 項番 24「うち、 流動資産に該当しない有価証券その他これに類するもの」の項には、流動性比率告示第九十四条第六号及び第九十六条第三号に掲げる資産の額並びに流動性比
- ぞれの期間に応じて記載する 項番 25「相互に関係する負債がある資産」の項には、流動性比率告示第百一条の規定を適用する資産の額又は持株流動性比率告示第九十九条の規定を適用する資産の額をそれ
- 項番 26「その他の資産等」の項には、項番 27 から項番 31 までの合計額をそれぞれの期間に応じて記載する
- Ħ 資産の額を期間にかかわらず一括して記載する, 項番 27「うち、 現物決済されるコモディティ(金を含む。)」の項には、流動性比率告示第九十六条第四号に掲げる資産の額又は持株流動性比率告示第九十四条第四号に掲げる
- Ħ 比率告示第九十六条第一号に掲げる資産の額又は持株流動性比率告示第九十四条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する 項番 28「うち、デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又は清算基金(連結貸借対照表に計上されないものを含む。)」の項には、流動性
- 0 かわらず一括して記載する 項番29「うち、デリバティブ資産の額」の項には、流動性比率告示第九十七条第一号に掲げる資産の額又は持株流動性比率告示第九十五条第一号に掲げる資産の額を期間にか
- q 条第八号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して記載する 項番 30「うち、デリバティブ負債(変動証拠金の対価の額を減ずる前)の額」の項には、流動性比率告示第九十七条第八号に掲げる負債の額又は持株流動性比率告示第九十五
- 制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに持株流動性比率告示第八十九条第四号から第六号まで及び第九十五条第二号から第七号までに掲げる資産の額の合計 額をそれぞれの期間に応じて記載する。 流動性比率告示第九十一条第四号から第六号まで及び第九十七条第二号から第七号までに掲げる資産の額の合計額又は持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上 項番 31「うち、上記に含まれない資産及び資本の額」の項には、流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに
- 項番 32「オフ・バランス取引」の項には、流動性比率告示第九十九条及び第百条の額の合計額又は持株流動性比率告示第九十七条及び第九十八条の額の合計額を期間にかかわ が一括して記載する
- S 項番 33「所要安定調達額合計」の項には、項番 15、項番 16、項番 17、項番 25、項番 26 及び項番 32 の額の合計額を記載する
- t 項番 34 | 連結安定調達比率」の項には、項番 14 を項番 33 で除して得た値を記載する

(3) その旬

Ф この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載する

この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。

Ь

c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。